

障障発 0331 第 5 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「訪問系サービスの適切な運用について」の一部改正について

標記について、平成 27 年 5 月 15 日障障発 05115 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新	旧
<p style="text-align: right;">障 障発 0515 第 1 号 平 成 27 年 5 月 15 日 一部改正 障 障発 0329 第 3 号 平 成 29 年 3 月 29 日 一部改正 障 障発 0330 第 4 号 平 成 30 年 3 月 30 日 一部改正 障 障発 0331 第 5 号 令 和 3 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中 核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について（略）</p>	<p style="text-align: right;">障 障発 0515 第 1 号 平 成 27 年 5 月 15 日 一部改正 障 障発 0329 第 3 号 平 成 29 年 3 月 29 日 一部改正 障 障発 0330 第 4 号 平 成 30 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中 核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスの適切な運用について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について（略）</p>

新	旧								
<p><国庫負担基準></p> <p>重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準</p> <table border="1" data-bbox="208 341 1117 491"> <tr> <td>区分6</td> <td>72,780 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 50,800 単位）</td> </tr> <tr> <td>介護保険対象者</td> <td>44,550 単位（参考：重度訪問介護は 17,340 単位）</td> </tr> </table>	区分6	72,780 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 50,800 単位）	介護保険対象者	44,550 単位（参考：重度訪問介護は 17,340 単位）	<p><国庫負担基準></p> <p>重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準</p> <table border="1" data-bbox="1149 341 2065 491"> <tr> <td>区分6</td> <td>69,830 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 48,110 単位）</td> </tr> <tr> <td>介護保険対象者</td> <td>42,560 単位（参考：重度訪問介護は 16,020 単位）</td> </tr> </table>	区分6	69,830 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 48,110 単位）	介護保険対象者	42,560 単位（参考：重度訪問介護は 16,020 単位）
区分6	72,780 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 50,800 単位）								
介護保険対象者	44,550 単位（参考：重度訪問介護は 17,340 単位）								
区分6	69,830 単位（参考：重度訪問介護の区分6は 48,110 単位）								
介護保険対象者	42,560 単位（参考：重度訪問介護は 16,020 単位）								
<p>（参考）重度障害者等包括支援利用者は 94,770 単位</p>	<p>（参考）重度障害者等包括支援利用者は 85,750 単位</p>								
<p><重度障害者等包括支援対象者> （略）</p> <p>I 類型</p> <p>以下のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者 (2) 「障害支援区分認定の実施について」（平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添2に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定 なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）<u>別表第1「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」</u>において「全面的な支援が必要」と認定（※1） (4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定 (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2） <p>II 類型</p>	<p><重度障害者等包括支援対象者> （略）</p> <p>I 類型</p> <p>以下のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者 (2) 「障害支援区分認定の実施について」（平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添2に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定 なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）<u>別表第1「1群 起居動作 寝返り」</u>において「全面的な支援が必要」と認定（※1） (4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定 (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2） <p>II 類型</p>								

新	旧
<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>(2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>(3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定</p> <p>なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>(4) 区分省令別表第1「<u>1群 起居動作</u>」のうち、「<u>寝返り</u>」、「<u>起き上がり</u>」又は「<u>座位保持</u>」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）</p> <p>(5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）</p> <p>Ⅲ類型</p> <p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者</p> <p>(2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）</p> <p>(3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者（※3）</p> <p>各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。</p> <p>(※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」、「<u>1-2 起き上がり</u>」及び「<u>1-3 座位保持</u>」を参照されたい。（別紙参照）</p> <p>(※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。（別紙参照）</p> <p>(※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数（行動</p>	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>(2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>(3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定</p> <p>なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>(4) 区分省令別表第1「<u>1群 起居動作 寝返り</u>」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）</p> <p>(5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）</p> <p>Ⅲ類型</p> <p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者</p> <p>(2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）</p> <p>(3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者（※3）</p> <p>各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。</p> <p>(※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。（別紙参照）</p> <p>(※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。（別紙参照）</p> <p>(※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数（行動援護スコア）については、障害支援区分判定ソフトに</p>

新	旧
<p>援護スコア)については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。</p> <p>2 訪問系サービスの周知について</p> <p>(1) 訪問系サービスについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供 ② 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者（※）を新たに追加 ③ 平成 30 年 4 月から重度訪問介護の提供場所に、入院又は入所中の病院等（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所をいう。）を追加 <p>など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。</p> <p>また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。</p> <p>(※) 行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。なお、行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、サービス等利用計画等から必要であることが確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとしたところ。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。</p> <p>2 訪問系サービスの周知について</p> <p>(1) 訪問系サービスについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供 ② 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者（※）を新たに追加 ③ 平成 30 年 4 月から重度訪問介護の提供場所に、入院又は入所中の病院等（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所をいう。）を追加 <p>など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。</p> <p>また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。</p> <p>(※) 行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。なお、行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、サービス等利用計画等からアセスメント等のために必要であることが確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとしたところ。</p> <p>(2) (略)</p>

※ 改正部分は赤字の箇所。